

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して  
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～  
(令和3年1月26日中央教育審議会答申) 抄

第Ⅱ部 各論

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 義務教育は、憲法や教育基本法に基づき、全ての児童生徒に対し、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎や、国家や社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこととするものである。社会が劇的に変化し先行き不透明な時代だからこそ、人材育成の基盤である義務教育は一層重要な意義を持つものであり、我が国どの地域で生まれ育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすることが国の責務である。
- 中央教育審議会の答申を踏まえ、平成18（2006）年の教育基本法改正により義務教育の目的が定められ（第5条2項）、続く平成19（2007）年の学校教育法改正により小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設（第21条）された。また、平成27（2015）年の学校教育法の改正等により小中一貫教育制度が整備され、各地域において小中一貫教育の取組みが進展しつつある<sup>1</sup>。このような中、新学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、9年間を通じた教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要がある。
- また、児童生徒が多様化し学校が様々な課題を抱える中にあっても、義務教育において決して誰一人取り残さない、ということを徹底する必要がある。このため、一人一人の能力、適性等に応じ、その意欲を高めやりたいことを深められる教育を実現するとともに、学校を安全・安心な居場所として保障し、様々な事情を抱える多様な児童生徒が、実態として学校教育の外に置かれてしまわないように取り組むことが必要である。また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等を育むことも重要である。こうした観点からも、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に副次的な籍を置く取組を進めるなど、義務教育段階における特別支援教育のより一層の充実を図ることが重要である。

<sup>1</sup> 文部科学省「令和元年度学校基本調査」によると、令和元（2019）年度の小中一貫教育を行う学校数は、義務教育学校が94校、小中一貫型小学校・中学校は、施設一体型が94校、施設隣接型が25校、施設分離型が407校、上記3類型に当てはまらないものが2校となっている。また、小中一貫教育の取組としては、軸となる独自教科の設定や区切りの節目を活用して成長を促す取組などが行われている。

## (2) 教育課程の在り方

### ①学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策

- 今般改訂された学習指導要領では、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理しており、この資質・能力の3つの柱は知・徳・体にわたる「生きる力」全体を捉えて、共通する重要な要素を示したものである。このため、学校において児童生徒の学力の確実な定着について検討するに当たっては、この資質・能力の3つの柱をバランスよく育成することが必要である。新学習指導要領を着実に実施するに当たっては、GIGAスクール構想により整備されるICT環境を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実していくことが重要である<sup>2</sup>。
- また、新学習指導要領では、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされており、その充実を図ることが必要である。  
具体的には、言語能力については、まず、教科学習の主たる教材である教科書を含む多様なテキスト及びグラフや図表等の各種資料を適切に読み取る力を、各教科等を通じて育成することが重要である。その際、教材自体についても、資料の内容を適切に読み取れるような工夫を施すべきである。また、判断の根拠や理由を明確にしながら自分の考えを述べる力を身に付けさせることも必要だが、そのためには、レポートや論文等の形式で課題を分析し、論理立てて主張をまとめることも重要である。  
コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したりといったことができる力、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得を含めた情報活用能力を育成することも重要である。
- 児童生徒の資質・能力の育成に当たっては、幼児が主体的に環境と関わり、直接的・具体的な体験を通して豊かな感性を発揮したり好奇心や探究心が高まったりしていくなどの幼児期の学習を小学校以降にもつなげていくことが重要である。
- 小学校低・中学年においては、安心して学べる居場所としての学級集団の中で、基礎的・基本的な知識及び技能を反復練習もしながら確実に定着させるとともに、知識及び技能の習得や活用の喜び、充実感を味わう活動を充実することが重要である。資質・能力を確実に習得させるためには、個々の児童の状態をより丁寧に把握し、個別的な対応を行う「指導の個別化」が重要である。
- 特に小学校低学年においては、まず安心して学べる居場所である学級集団を確立し、

<sup>2</sup> 教育課程の在り方については、教育課程部会において、計13回の審議及び1回の書面審議を踏まえて取りまとめた「教育課程部会における審議のまとめ」(令和3(2021)年1月25日)を参照。

教師が提示する課題を自らの学習課題として捉え、「分からぬこと・できないこと」を「分かること・できること」にする過程が学習であることや、「分からぬこと・できないこと」を他者に伝えたり助けを求めたりするなど、他の児童や教師との対話が学びを深めるために存在することといった事柄を理解する「学びの自覚化」が必要である。また、語彙については児童のそれまでの学習の状況を代表的に示す面があることから、その状態を把握した上で、家庭・地域との連携も図りながら、教科等横断的な視点で教育課程を編成・実施し、意味・文脈を含めた語彙の獲得など、言語能力の育成を図る必要がある。さらに、立式における計算の意味等の理解と計算方法等の習熟、数学的な見方・考え方を働かせた日常及び数学の事象の把握といった資質・能力を伸ばすことや、中学年以降に向けて教科等の基礎となる気付きを様々な体験、読書、対話から学ぶことなども重要である。

- 小学校中・高学年以上の指導においては、各教科等の内容を、徐々にその中核的な概念を使って指導することにより、見方・考え方を鍛えられていくことを踏まえることが重要である。また、体験活動と教科の内容との関連付けを自覚的に行えるように指導することが重要である。
- 平成 28 年答申においても、小学校高学年においては「子供たちの抽象的な思考力が高まる時期であり、教科等の学習内容の理解をより深め、育成を目指す資質・能力の育成に確実につなげるためには、指導の専門性の強化が課題となっている」とした上で、「専科指導の充実は、子供たちの個性に応じた得意分野を伸ばしていくためにも重要である」とされている。
- このため、小学校高学年への教科担任制の導入や、小学校と中学校や中学校と高等学校など学校段階間の連携の強化、外部人材の配置や研修の導入などが必要である。
- また、発達の段階にかかわらず、児童生徒の実態を適切に捉え、その可能性を伸ばすことができるよう環境を整えていくことも重要である。例えば、児童生徒の学習意欲を向上する観点からは、教科等を学ぶ本質的な意義や学習状況を児童生徒に伝えること等が重要となる。また、学習内容の理解を定着する観点からは、単に問題演習を行うだけではなく、内容を他者に説明するなどの児童生徒同士の学び合いにより、児童生徒が自らの理解を確認し定着を図ることが、説明する児童生徒及びそれを聞く児童生徒の双方にとって有効であり、授業展開として重要であると考えられる。
- 新学習指導要領において育成を目指す資質・能力のうち、「学びに向かう力、人間性等」については、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等を育成することとされている。また、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることとされている。

○ 学びに向かう力の育成は幼児期から成人までかけて徐々に進んでいくものであるが、初期の試行錯誤段階を経て、様々な学びの進め方や思考ツールなどを知り、経験していくことが重要である。とりわけ小学校中学年以降、学習の目標や教材について理解し、計画を立て、見通しをもって学習し、その過程や達成状況を評価して次につなげるなど、学習の進め方を自ら調整していくことができるよう、発達の段階に配慮しながら指導することが大切である。また、中学校以降において、多様な学習の進め方を実践できる環境を整えることも重要である。

授業改善に当たっても、学習の進め方（学習計画、学習方法、自己評価等）を自ら調整する力を身に付けさせることを一つの柱として行なうことが考えられる。また、学校の授業以外の場における学習の習慣や進め方についても視野に入れ、指導を行うことが重要である。

○ また、キャリア教育の充実に当たっては、小学校から高等学校までを通じ、各教科等での指導を含む学校教育全体でその実践を行いつつ、総合的な学習の時間において教科等を横断して自ら学習テーマを設定し探究する活動や、特別活動において自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などを充実していくことが求められる。この中で、キャリア・パースポーツ等も活用し、児童生徒が自覚するまでに至っていない成長や変容に気付いて指摘したり、一人一人が自らの成長を肯定的に認識できるように働きかけたりするなど、教師が対話的な関わりを持ち相互作用の中でキャリアを創り上げていくことが不可欠である。

## ②補充的・発展的な学習指導について

### ア 補充的・発展的な学習指導

○ 新学習指導要領においては、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じ、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることなどにより、個に応じた指導の充実を図ることが規定されている。補充的な学習を取り入れた指導を行う際には、様々な指導方法や指導体制の工夫改善を進め、学習内容の確実な定着を図ることが必要であり、発展的な学習を取り入れた指導を行う際には、児童生徒の負担が過重にならないよう配慮するとともに、学習内容の理解を一層深め、広げるという観点から適切に取り入れることが大切である。

○ また、従前から、いずれの学校においても学習指導要領において示している内容に関する事項は取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができることとされている<sup>3</sup>。児童生徒の学習状況に応じ、学年や学校段階を超える

<sup>3</sup> 規制改革・民間開放推進会議「規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15（2003）年3月28日閣議決定）フォローアップ結果」事項別措置概要一覧（平成16（2004）年3月31日現在） - 3.教育・研究関

て先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりすることも考えられる。

- 補充的・発展的な学習を行う際には、例えば知識及び技能の習得に当たって、ICTを活用したドリル学習等を組み合わせていくことも考えられるが、併せて思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成も十分に行われるよう、計画的に指導を行うことが必要である。
- また、発展的な学習としては、内容理解を深める学習を更に充実することが重要であるが、その際には個別学習のみで学習を終えることにならないように留意し、学校ならではの「協働的な学び」が取り入れられるよう教育活動を工夫する必要がある。各児童生徒が深めた学習の成果を持ち寄って共有し、児童生徒同士の学び合いを行い、またその結果を各自で深めるといった循環を作っていくことが大切である。

#### イ 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導

- 米国等においては「ギフテッド教育」として、古典的には知能指数の高さなどを基準に領域非依存的な才能を伸長する教育が考えられてきたが、近年ではこれに加え、領域依存的な才能を伸長する教育や、特異な才能と学習困難とを併せ持つ児童生徒<sup>4</sup>に対する教育も含めて考える方向に変化している。
- 例えば、単純な課題は苦手だが複雑で高度な活動は得意など、多様な特徴のある児童生徒が一定割合存在するなかで、学校内外において、このような児童生徒を含め、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する環境を築くことが重要である。
- 一方で、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する教育に関し、我が国の学校において特異な才能をどのように定義し、見いだし、その能力を伸長していくのかという議論はこれまで十分に行われていない状況にある。
- このため、知的好奇心を高める発展的な学習の充実や、大学や民間団体等が実施する学校外での学びへ児童生徒をつないでいくことなど、国内の学校での指導・支援の在り方等について、遠隔・オンライン教育も活用した実証的な研究開発を行い、更なる検討・分析を実施する必要がある。

---

係（<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/publication/2004/0809/01.html>）において、平成15（2003）年に「学習指導要領等の一部改正を行い、学習指導要領に明示されている基礎的・基本的な内容を指導した上で、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に明示されていない内容を指導可能であることを明確にするとともに、個に応じた指導の充実のための指導方法の例示として、学習内容の習熟の程度に応じた指導を加えた。」とされている。

<sup>4</sup> 特異な才能と学習困難とを併せ持つ児童生徒は“2E (Twice-Exceptional)”の児童生徒と言われる。

### ③カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進

- 各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握した上で、教育の目標を明確化し、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習の推進など、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施することが重要である。
- 標準授業時数については、学習指導要領に示す各教科等の内容の指導の質を担保するための、いわば量的な枠組みとして、教育の機会均等や水準確保に大きな役割を果してきた。特に資質・能力のうち、定量的に質を測定できるのは知識・技能等の一部にとどまることから、学習指導要領が求める教育の質を量的に支えるものとして標準授業時数は重要な意義を持っている。
- 一方で、標準授業時数の在り方をめぐっては、児童生徒や教師の負担について考慮すべきとの指摘や、学習状況に課題のある児童生徒も含めて指導すべき内容を一般的に教えることが可能なものとなっているのか、ICTを活用した学習指導を踏まえた柔軟な在り方について検討が必要、といった指摘がある。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業からの学校再開後には、教育活動や時間の配分等を再検討し、学校の授業における学習活動を重点化するなど、地域や家庭の協力も得て児童生徒の学習の効果を最大化できるよう、カリキュラム・マネジメントを行うことの重要性が指摘された。
- このような指摘を踏まえれば、新学習指導要領の趣旨の実現に向けて、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実・強化を図る観点から、標準授業時数の意義を踏まえつつ、各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を改めて認識し、学校や地域の実態に応じて責任を持って柔軟に判断できるようにしていくことが重要である。教育委員会においても、各学校の持っている裁量を明確にし、学校や地域の実態に応じた柔軟な教育課程の編成・実施が行われるよう、適切な指導及び環境整備に関わる包括的な支援を行うことが求められる。
- また、学習指導要領のねらいとする資質・能力の育成と、一定の総授業時数の確保による教育の機会均等の観点を踏まえ、総枠としての授業時数（学年ごとの年間の標準授業時数の総授業時数）は引き続き確保した上で、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資するよう、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等の特質を踏まえつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設けるべきである。その際、この制度を利用する学校は、家庭・地域に対して特別の教育課程を編成・実施していくことを明確にするとともに、他の学校や地域のカリキュラム・マネジメントに関する取組の参考となるよう、教育課程を公表することとするべきである。

### (3) 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

#### ①小学校高学年からの教科担任制の導入

- 義務教育の目的・目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を確実に育むためには、各教科等の系統性を踏まえ、学年間・学校間の接続を円滑なものとし、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築が必要である。
- 児童生徒の発達の段階を踏まえれば、児童の心身が発達し一般的に抽象的な思考力が高まり、これに対応して各教科等の学習が高度化する小学校高学年では、日常の事象や身近な事柄に基づいて学習を進める小学校における学習指導の特長を生かしながら、中学校以上のより抽象的で高度な学習を見通し、系統的な指導による中学校への円滑な接続を図ることが求められる。
- また、多様な子供一人一人の資質・能力の育成に向けた個別最適な学びを実現する観点からは、GIGAスクール構想による「1人1台端末」環境下でのICTの効果的な活用とあいまって、個々の児童生徒の学習状況を把握し、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導を可能とする教科担任制の導入により、授業の質の向上を図り、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図ることが重要である<sup>5</sup>。
- さらに、小学校における教科担任制の導入は、教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資するものである。
- これらのこと踏まえ、小学校高学年からの教科担任制を（令和4（2022）年度を目途に）本格的に導入する必要がある。
- 導入に当たっては、地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状も考慮しつつ、専科指導の対象とすべき教科や学校規模（学級数）・地理的条件に着目した教育環境の違いを踏まえ、義務教育9年間を見通した効果的な指導体制の在り方を検討する必要がある。また、義務教育学校化や広域・複数校による小中一貫教育の導入を含めた小中学校の連携を促進する必要がある。
- 新たに専科指導の対象とすべき教科については、既存の教職員定数において、学校規模に応じて音楽、図画工作、家庭、体育を中心とした専科指導を実施することが考慮されていることや、地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状を踏まえ、これらの点に引き続き配慮することに加えて、系統的な学びの重要性、教科指導の専

<sup>5</sup> 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28（2016）年12月21日）において、「教科等の学習内容の理解をより深め、育成を目指す資質・能力の育成に確実につなげるためには、指導の専門性の強化が課題となっている」とし、「専科指導の充実は、子供たちの個性に応じた得意分野を伸ばしていくためにも重要である」と指摘されている。

門性といった観点から検討する必要がある。その上で、グローバル化の進展やSTEAM教育の充実・強化に向けた社会的要請の高まりを踏まえれば、例えば、外国語・理科・算数を対象とすることが考えられる。当該教科の専科指導の専門性の担保方策や専門性を有する人材確保方策と併せ、教科担任制の導入に必要な教員定数の確保に向けた検討を進める必要がある。

## ②義務教育9年間を見通した教師の養成等の在り方

- 現行制度においても、大学で最初に取得した教諭の免許状を基礎として、勤務経験と講習の受講の組み合わせによって他の学校種の教諭の免許状を取得すること<sup>6</sup>や、中学校教諭の免許状を保有する教員が小学校で当該免許状の教科を教えることが可能となる<sup>7</sup>など、教員免許状に係る学校間の垣根は低くなっている<sup>8</sup>。
- 教科担任制の導入なども踏まえ、教師には、一層、学校段階間の接続を見通して指導する力や、教科等横断的な視点で学習内容を組み立てる力など、総合的な指導力を教職生涯を通じて身に付けることが求められる。このため、教員養成段階では、小学校教諭の免許状と中学校教諭の免許状の両方の教職課程を修了し、両方の免許状を取得することが望ましいが、2つの教職課程を同時に学生に求めるることは学習範囲も広範にわたり、負担が大きい。
- このため、従来、小学校と中学校の教職課程それぞれに開設を求めていた授業科目を共通に開設できる特例を設けることにより、学生が小学校と中学校の教諭の免許状を取得しやすい環境を整備する必要がある。
- また、一定の勤務経験を有する教師は一定の講習を受講することで他の学校種の教諭の免許状を取得することが可能だが、中学校教諭の免許状を保有する者が小学校で専科教員として勤務した場合の経験年数は、現状ではこの勤務年数として算定されていない。
- このため、中学校教諭の免許状を保有する者が小学校教諭の免許状を取得しやすくなるよう、小学校で専科教員として勤務した場合の経験年数を算定できるよう要件を弾力化する必要がある。

---

<sup>6</sup> 例えば、中学校教諭の普通免許状を有する者は、中学校での3年間の勤務経験と12単位分の認定講習等の受講によって小学校教諭2種免許状を取得することができる（教育職員免許法別表第8）。

<sup>7</sup> 例えば、中学校教諭の免許状を有する者は、小学校において、所持する中学校教諭の免許状の教科に相当する教科を教授することができる（中学校教諭の理科の教科の免許状を有していれば、小学校で理科の授業を行うことができるなど）（教育職員免許法第16条の5）。

<sup>8</sup> 義務教育9年間を見通した教師の養成等の在り方については、教員養成部会が取りまとめた、「教員養成部会審議まとめ」（令和2（2020）年7月17日）を参照。

## 7. 新時代の学びを支える環境整備について

### (3) 新時代の学びを支える指導体制等の計画的な整備

- 義務教育9年間を見通しつつ、学習履歴（スタディ・ログ）の蓄積・分析・利活用をはじめ、「1人1台端末」の効果的な活用等による児童生徒一人一人の特性・学習定着度等に応じたきめ細かな指導の充実や、「新しい生活様式」を踏まえた身体的距離の確保に向けて、教室等の実態に応じて少人数編成を可能とするなど、少人数によるきめ細かな指導体制<sup>9</sup>や小学校高学年からの教科担任制の在り方等の検討を進め、教師の人材確保を含め、新時代の学びを支える指導体制や必要な施設・設備の計画的な整備を図るべきである。その際、施設整備については、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画<sup>10</sup>）を適宜見直しながら戦略的に行われることが重要となる。

## 8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

### (2) 児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営

#### ①公立小中学校等の適正規模・適正配置等について

- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育環境をより良くする目的で行うべきものであり、学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを生かした学校作りを行うなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断となる。その際、教育部局だけでなく、財政部局をはじめ公共施設所管部局や都市計画部局など、首長部局と分野横断的な検討体制を構築することが重要であり、教育振興基本計画や個別施設計画への反映、新たな分野横断的実行計画の策定などにより、教育環境の向上とコストの最適化を図ることが必要である。

- 統合等による学校・学級規模の確保については、義務教育学校化を含む地方公共団体内での統合のほか、分校を活用することで低学年中学年は地域に身近な分校に、高学年はスクールバス等により本校に通う方法、近隣の地方公共団体との組合立学校の設置など、地域の実情に応じた様々な選択肢が考えられる。その際、小規模校において児童生徒が切磋琢磨し協働する環境整備の観点や小学校高学年からの教科担任制

<sup>9</sup> 政府においては「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」等に基づく検討を進め、令和3（2021）年度予算案の編成過程における財務・文部科学両大臣による折衝の結果、義務標準法を改正し、令和3（2021）年度からの5年間で小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の学級編制の標準を段階的に35人に引き下げることとし、必要な教職員定数を措置することについて合意した。

<sup>10</sup> 「個別施設毎の長寿命化計画」の略称。国と地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため策定された「インフラ長寿命化基本計画」（平成25（2013）年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）等に基づき、効率的・効果的な老朽施設の再生によるトータルコストの縮減や予算の平準化等を目的として、各インフラ管理者が策定する計画。

の導入も踏まえ、複数の学校（学校群）が連携して専科指導の充実を図る取組を継続的に支援する必要がある。

- 他方、地理的要因や地域事情により学校存続を選択した地方公共団体においては、少人数を生かしたきめ細かな指導の充実、ICTを活用した遠隔合同授業等の取組により、小規模校のメリットを最大化し、そのデメリットを最小化することで、教育の魅力化・充実を行うことが必要である。
- また、児童生徒数の急増が課題となっている地域においては、分離新設・増築や施設転用、教員配置等による課題の解消に取り組むことが求められている。

## ②義務教育学校制度の活用等による小中一貫教育の推進

- 平成27（2015）年の学校教育法の改正等により小中一貫教育が制度化され、義務教育学校制度により教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になるなど、全ての教職員が義務教育9年間に責任を持って教育活動を行う小中一貫教育の取組を継続的・安定的に実施できる制度的基盤が整備された。小学校高学年からの教科担任制の導入も踏まえ、優良事例の発掘や横展開を行うとともに、引き続き義務教育9年間を見通した教育課程編成を可能とする学校の裁量拡大を検討するなど、小中一貫教育を推進していくことが必要である。

## ③中山間地域や離島などに立地する学校における教育資源の活用・共有

- 中山間地域や離島などの地域に立地する小規模な学校においては、自校の教育資源に限りがあり、単独で児童生徒の多様なニーズの全てに対応することは困難であることから、「自前主義」からの脱却を図る必要がある。
- 例えば、義務教育段階においては、山間・へき地や、小規模校などの学校で児童生徒間の多様な交流や専門家による対面での指導が困難な場合に、遠隔授業を積極的に活用することにより、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組む機会の充実を図り、また、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る必要がある。
- また、高等学校段階においては、中山間地域や離島などの地域に立地する複数の高等学校を含めたネットワークを構築し、遠隔授業を実施するなど、ICTも活用してそれぞれが強みを有する科目を選択的に履修することを可能とし、様々な教育資源を活用することによって、小規模校単独ではなし得ない教育活動を行うことが求められている。こうした取組を可能とするため、学校間連携の見直しや遠隔授業の推進を図り、複数の学校による連携・協働体制を整備するための制度的・財政的措置を講じることが必要である。